明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三）　一

〔告　示〕

○市の境界変更の件（総務五七、五九）　一
○町村の境界変更の件（同五八）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（法務八三）　二
○除籍が滅失した件（同八四）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同八五～八七）　三
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務五六）　三
○平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同五七）　三
○平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同五八）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同五九）　三
○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件（同六〇）　四
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁四、五）　四
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（厚生労働三七）　四
○保安林の指定をする件（農林水産四七六～四八六）　四
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（経済産業二八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一八八）　六

〔国会事項〕

法務省　最高裁判所　八

〔人事異動〕

官庁　八
財団、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、登録投資法人への通告、美濃東部区域農用地整備事業における本郷換地区の換地処分関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　八

〔叙位・叙勲〕

諸事項　九

〔皇室事項〕

諸事項　九

〔官庁報告〕

労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

〔公　告〕

諸事項　一〇～二五

府　令

○内閣府令第三号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年二月二十八日

内閣総理大臣　菅　直人

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二第七号中「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画」に改める。

附　則

この府令は、平成二十三年三月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第五十七号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、福岡県春日市と大野城市との境界を次のとおり変更する旨、福岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十三年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年二月二十八日

総務大臣　片山　善博

春日市に編入する区域

大野城市月の浦二丁目二の二、二の三、一五の一から一五の一一まで、一五の一四